

## 5 類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

日本大学東北高等学校

令和5年4月28日付けの文部科学省初等中等教育局長からの通知を受け、5月8日より下記のように対応いたします。

なお、今後の感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

記

### 1 学校保健安全法施行規則の位置付けの見直し

- (1) 新型コロナウイルス感染症を学校保健安全法体系における感染症の種類の**第2種感染症**に位置付けます。
- (2) 出席停止期間の基準を、「発症した後**5日**を経過し、かつ、症状が軽快した後**1日**を経過するまで」とします。無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から**5日**を経過するまでを基準とします。
- (3) **濃厚接触者としての特定は行いません**ので、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合も、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

### 2 「衛生管理」について

#### (1) 平時から求められる感染症対策(マスク着用を求めないことを基本とする)

##### ①健康観察

- ア) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をさせず、自宅で休養させてください(**欠席扱い**)。
- イ) ご家庭との連携により健康状態を把握します。毎日体温をチェックさせ、提出させる取組は行いません。
- ウ) 医療機関でインフルエンザ(季節性・コロナ)と診断された場合は、出席停止扱いとなりますので、「**出席停止願・治癒証明書**」(本校HPから印刷)をご提出ください。
- エ) 新型コロナウイルス感染症については、医療機関が発行する検査結果の証明書(陰性証明等)は必要ありません。

##### ②気候上可能な限り、窓を開けて換気を継続していきます。

##### ③外から教室に入る時やトイレの後、食事の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを継続指導していきます。

##### ④清掃を徹底し、より清潔な学校空間を保っていきます。

#### (2) 感染流行時における感染症対策

##### ①マスクの取扱い

教職員が着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、その場合にも、着用を強いることがないようにします。

##### ②活動場面ごとの感染症対策

「感染リスクが比較的高い活動」に当たっては、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、生徒間で触れ合わない程度の身体的距離を確保する等の対策を講じていきます。

以上